○国土交通省告示第千十五号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月十八日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月十八日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日

東北縦貫自動車道弘前線　大崎市三本木蟻ヶ袋字混内山二二番一から同市三本木蟻ヶ袋字混内山二二番三まで　平成二十一年九月十八日十二時

○海上保安庁告示第二百五十四号

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第五条第三項の規定に基づき、係留施設の使用に関する私設信号（平成七年海上保安庁告示第三十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月十八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

別表4和歌山下津港の表中「黒色の方形形象物1個又は4」を削る。

○防衛省告示第百六十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年九月十八日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十一年十月一日から同年十一月三十日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二八度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒

(イ)　北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒

(ウ)　北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒

(エ)　北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒

実施艦　自衛艦八隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十九号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年九月十八日

防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十一年九月二十八日から同年十月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　沖縄島北方海面の次の(ア)から(ウ)までの三点を順次結んだ線、(ウ)と(エ)を北緯二六度二二分一四秒東経一二七度四七分五三秒の点を中心とする半径一二〇海里の時計回りの弧で結んだ線、(エ)と(オ)を結んだ線及び(オ)と(ア)を同点を中心とする半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で、海面から高度一、五二四メートルまでの間

(ア)　北緯二七度〇五分二六秒　東経一二六度四二分五九秒

(イ)　北緯二七度〇四分四五秒　東経一二六度三九分〇五秒

(ウ)　北緯二七度三〇分一四秒　東経一二五度五六分五三秒

(エ)　北緯二八度一七分一四秒　東経一二七度〇七分五三秒

(オ)　北緯二七度三二分〇二秒　東経一二七度二五分三五秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年九月十八日

防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十一年九月二十八日から同年十月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　沖縄島南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一、五二四メートルまでの間

(ア)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二七度三四分五三秒

(イ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二七度三四分五三秒

(ウ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二八度三九分五三秒

(エ)　北緯二五度〇四分四五秒　東経一二八度三九分五三秒

(オ)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二八度二九分五三秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十一号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

平成二十一年九月十八日

防衛大臣　北澤　俊美

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
東京都新島南方海面誘導飛しょう体試射水域（東京都新島村地先）	次の各点を順次に結ぶ線により囲まれる区域内の海面 (1)　北緯三四度二〇分二四秒　東経一三九度一六分五五秒 (2)　北緯三四度一四分三二秒　東経一三九度一八分三七秒 (3)　北緯三四度〇七分三〇秒　東経一三九度二一分四四秒 (4)　北緯三四度〇六分四八秒　東経一三九度一三分二九秒 (5)　北緯三四度一四分一二秒　東経一三九度一四分四九秒 (6)　北緯三四度二〇分一八秒　東経一三九度一五分一三秒	平成二十一年十月一日から同年十月二十二日までの間、毎日午前七時から午後五時三十分まで	すべての漁船の操業の禁止

○東北地方整備局告示第百七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月十八日

東北地方整備局長　青山　俊行

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

七号　鶴岡市堅苔沢字宮田二六番一から同市堅苔沢字宮田二六番三まで　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年九月十九日